



贈  
労働者勝利記念  
住友生命分會

# Labour Update

## 労組周辺動向 No. 179



2023 - 11 - 24

### 1. 法・政策

#### (1) 育児給付、2025年度から拡充 14日以上で手取り10割

厚生労働省は11月13日、労働政策審議会の部会で、育児休業給付の拡充策の詳細案を示した。両親ともに育児を14日以上取った場合、育児給付を現在の手取りの実質8割から10割に増やす。育児休業明けに短時間勤務をした際は、労働時間や日数の制限を設けずに賃金の一定割合を支給する。2025年度から制度を開始する。

現在、男性の育児取得者の約5割が2週間未満しか取っていない実態を踏まえ、条件を14日以上とした。男性の「産後パパ育児」取得を促すとともに、育児中の家庭の経済的負担を軽減させるのが狙い。

給付日数は最大28日間。男性は子どもの出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内の育児が対象。

「これまでの議論の整理と見直しの方向性（育児休業給付等）」 2023年11月13日 厚生労働省第186回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001161666.pdf>

## (2) フリーランスの労災保険拡充 原則全業種加入、来年秋適用へ 厚労省方針

厚生労働省は11月20日、労働政策審議会（厚労相の諮問機関）の部会を開いた。労災保険に加入できるフリーランスの対象を大幅に拡充し、原則全業種とする方針だ。働き方の多様化を受け、フリーランスが安心して働ける環境を整備する。2024年秋までの適用開始を目指す。

労災保険は、企業に雇われている労働者が業務や通勤で事故などに遭った際、給付金を受け取れる国の制度。保険料は全額企業が負担する。中小企業の事業主や一部業種のフリーランスも、希望者は保険料を払えば入れる特別加入制度がある。

今回の見直しでは、企業からの業務委託を受けて働くフリーランスは原則全員を特別加入の対象とする方向だ。政府の調査では、フリーランスは国内に462万人おり、このうち業務委託で仕事をする人は約273万人いると試算する。

「第109回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会資料」 2023年11月20日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001168990.pdf>

## (3) 企業にテレワーク努力義務＝育児両立支援で見直し案―厚労省

厚生労働省は11月20日、労働政策審議会（厚労相の諮問機関）の分科会で、子どもが3歳になるまで従業員がテレワークを活用できるよう、企業に努力義務を課す案を示した。政府による「異次元の少子化対策」の一環で、今後さらに検討を進め、来年の通常国会に育児・介護休業法などの改正案を提出する予定だ。

「仕事と育児・介護の両立支援対策の見直しについて」 2023年11月20日 厚生労働省第64回労働政策審議会雇用環境・均等分科会

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001169356.pdf>

## (4) 週10時間労働で雇用保険に 要件緩和、500万人加入

政府が雇用保険の加入要件である週の労働時間を現行の「20時間以上」から「10時間以上」に緩和する方向で検討していることが分かった。複数の関係者が21日、明らかにした。パートら短時間労働者約500万人の加入が見込まれ、失業や育児休業に伴う給付を受け取れるようにする。働き方の多様化を踏まえ、雇用のセーフティーネットを強化して収入を安定させ、安心して出産や子育てができる環境をつくる狙い。

2024年の通常国会で関連法案を提出し、2028年度にも実施する。厚生労働省が年内に開く労働政策審議会（厚労相の諮問機関）の部会で案を示す見通しで、政府の「次元の異なる少子化対策」の一環となる。

加入により、職を失った際の失業給付や、育休取得時に休業前の手取り収入額の実質8割を受給できる育休給付などの対象となる。失業給付の基本手当は日額で29歳以下が6945円、60～64歳は7294円が上限となる。

## 2. 法違反・闘い

### (1) 制服「着替え時間」で待遇格差 都営地下鉄委託先団体 労基署が是正指導

都営地下鉄の駅員が制服に着替える労働時間を巡り、都から駅業務を受託する一般財団法人「東京都営交通協力会」の正社員と契約社員の間で待遇格差があったことが11月13日、関係者への取材で分かった。池袋労働基準監督署は「契約社員の着替え時間が不十分」として協力会を是正指導。今月中に着替え時間の実態調査をするよう求めた。

都交通局は、都営地下鉄4路線全106駅のうち、59駅の窓口対応やホーム監視などの業務を協力会に委託。役員には都職員OBや出向者もおり、協力会によると、都営地下鉄の駅員として働く約700人の従業員のうち、約300人が契約社員という。

駅員は鉄道営業法で勤務中の制服着用が義務付けられ、出退勤時の着替えは労働時間として算定される。関係者によると、協力会が受託した全駅で、契約社員の着替え時間を出勤時10分、退勤時10分に設定。これに対し正社員は出勤時10分、退勤時40分で、主任クラスの場合、退勤時は50分だった。都の委託が始まった平成15年以降、常態化しているという。。

### (2) 人員削減のグーグル日本法人が団体交渉を拒否 労組が救済申し立て

グーグルの親会社アルファベットは全世界で約1万2000人を解雇する方針を発表しており、同労組によると、日本法人「グーグル合同会社」では3月、一部社員の元に退職に応じるよう促すメールが同社から届いたという。対象は約200人とみられる。

3月から団体交渉が始まったが、同社は人員削減の理由など労組が求めた回答を拒否。5月に申し入れた3回目の交渉にも応じなかったという。同労組は、交渉を拒否せず、誠実な回答や、謝罪文を本社に掲示することを求め、都労働委員会に救済を申し立てた。

### (3) フリーカメラマンの通勤事故、「労災」と認定 偽装フリーランス問題

形式的にはフリーランスだが、実態は労働者と変わらない「偽装フリーランス」の問題をめぐり、品川労働基準監督署（東京都）が、都内の会社と業務委託契約を結ぶフリーカメラマンの男性（40）が通勤中に遭った交通事故を労災と認定したことがわかった。労基署の決定は10月12日付。

しかし男性の場合、繁忙期は同社からの仕事だけで月200時間働くこともあり、他の仕事を受ける余裕はなかった。撮影自体は自身に裁量があるが、撮影場所や時間は発注者の意向に拘束され、会社から撮影件数に関係ない月ごとの固定報酬が支払われた。カメラ以外の機材も会社から無償提供されていたという。

### (4) 通信制学校教員に特化の労働組合結成 “労働環境など改善を”

文部科学省によると、通信制高校に通う生徒数はこの5年で8万人近く増え、ことし5月時点でおおよそ26万5000人と過去最多となっている。

こうした中、通信制の学校で働く教員に共通する労働環境の課題を解決しようと、通信制高校の現役の教員などが労働組合を結成し、11月15日会見を開いた。

この中では、文部科学省の基準では教員1人当たりが受け持つ生徒数の上限が80人と、全日制の2倍で負担が重く、不登校の経験や障害のある生徒などもある中で教育の質の維持が課題となっているとしている。

また、賃金の未払いや十分な休憩時間が確保されていないなど、労働環境にも問題があるとしている。

#### (5) 空港業務担う業者の労働組合 来月から時間外労働せずと通告

新型コロナで減った航空需要が戻るなか、航空機の地上での誘導やチェックインカウンターでの受け付けを担うスイスポーティングジャパンの労働組合は需要回復に人材確保が追いついておらず長時間労働が改善されないとして会社に対し、来月から一切の時間外労働を行わないと通告した。

労働組合によると、新型コロナで減った航空需要の回復に伴って社員数は増えているものの、管理職を除いた社員のおよそ6割が1年未満の新人のため、一部の中堅社員に業務が集中し長時間労働が常態化しているという。

#### (6) テレビ山口労組が31年ぶりのストライキ 放送を一部休止 山口

山口市に本社があるtys=テレビ山口の労働組合は、冬のボーナスなどをめぐって経営側との交渉が決裂したとして15日から31年ぶりとなるストライキに入った。この影響でテレビ山口は11月15日と16日の夕方のニュース番組の放送を一部休止していて、取材などの業務も管理職や外部のスタッフがやっている。

tys=テレビ山口の労働組合では、全社員の半数に当たるおよそ40人の組合員が11月17日の午前0時まで48時間にわたるストライキを行っている。

組合側は、退職者数と採用数が釣り合わず若手を中心に業務の負担が増えていることなどを挙げて労働環境の改善を訴えたが、経営側から納得のいく回答が得られずストライキの実施を決めた。

#### (7) 名大病院、時間外の教育・研究を無給に 内部文書で原則「自己研鑽」

名古屋大医学部付属病院（名古屋市）が5月以降、勤務医が時間外に病院に残り、学生に教えたり研究論文を書いたりしても、原則として労働時間と認めず、無給で自主的に勉強した「自己研鑽（けんさん）」として扱っていることがわかった。

来年4月からの「医師の働き方改革」により、時間外労働に罰則付きの上限ができる。病院の中には、勤務医に上限を超えさせないため、実態は業務なのに自己研鑽として扱おうとする動きがあり、名大病院のケースも議論を呼びそうだ。

勤務医の一人は、「教授からは学生指導と研究成果どちらも求められるが、日中の時間は診療にしか使えない。時間外に教育や研究をやらざるを得ないのに、申請できない状況だ」と話す。

### 3. 情勢・統計

#### (1) 自治体の平均給与、女性は男性の「7割台以下」71・9%…48%どまりの市も

都道府県や政令市など主要自治体の71・9%にあたる87自治体で、2022年度の女性公務員の平均給与が男性の7割台以下だったことが、読売新聞の調査で分かった。女性職員の平均給与が男性よりも低い理由として、半数以上の自治体が非正規雇用の多さや給与の高い管理職への登用が少ない点を挙げた。

最も多かったのは女性の平均給与が男性の7割台とする回答で、57自治体（47・1%）。6割台は22自治体（18・2%）で、5割台以下は8自治体（6・6%）だった。女性の平均給与が男性と差がない自治体は1か所もなく、8割台は32自治体（26・4%）で、9割台は2自治体（1・7%）だった。

格差の要因を尋ねた設問（複数回答）には、9割近い106自治体が「女性に給与の低い非正規職員が多い」と回答。このほか、半数を超える68自治体が「給与の高い管理職に女性が少ない」と答えた。

男性に対する女性の平均給与の割合が最も低かったのは長野市の48・0%。市によると、男性の8割が正職員であるのに対し、女性の7割が非正規職員だという。最も高かったのは香川県（93・7%）で、県の担当者は「課長補佐や係長の職務についている女性が多い」と話している。